

避難所の運営に関する指針

(新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン)

令和2年5月

埼玉県危機管理防災部 災害対策課

新型コロナウイルス感染症に対応したガイドラインについて

はじめに

新型コロナウイルス感染症については、令和2年4月7日に緊急事態宣言が行われました。また、令和2年4月16日に緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたとともに、本県においては重点的な対策が必要とされる「特定警戒都道府県」となりました。

こうした状況において災害が発生し、避難所を開設する場合には、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行うとともに、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集場所・密接場所）を回避するなど、感染症対策に万全を期することが重要です。

埼玉県では、具体的な対応策をあらかじめ検討することにより、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心を確保するため、避難所の運営に関する指針の別冊として「新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」を作成しました。

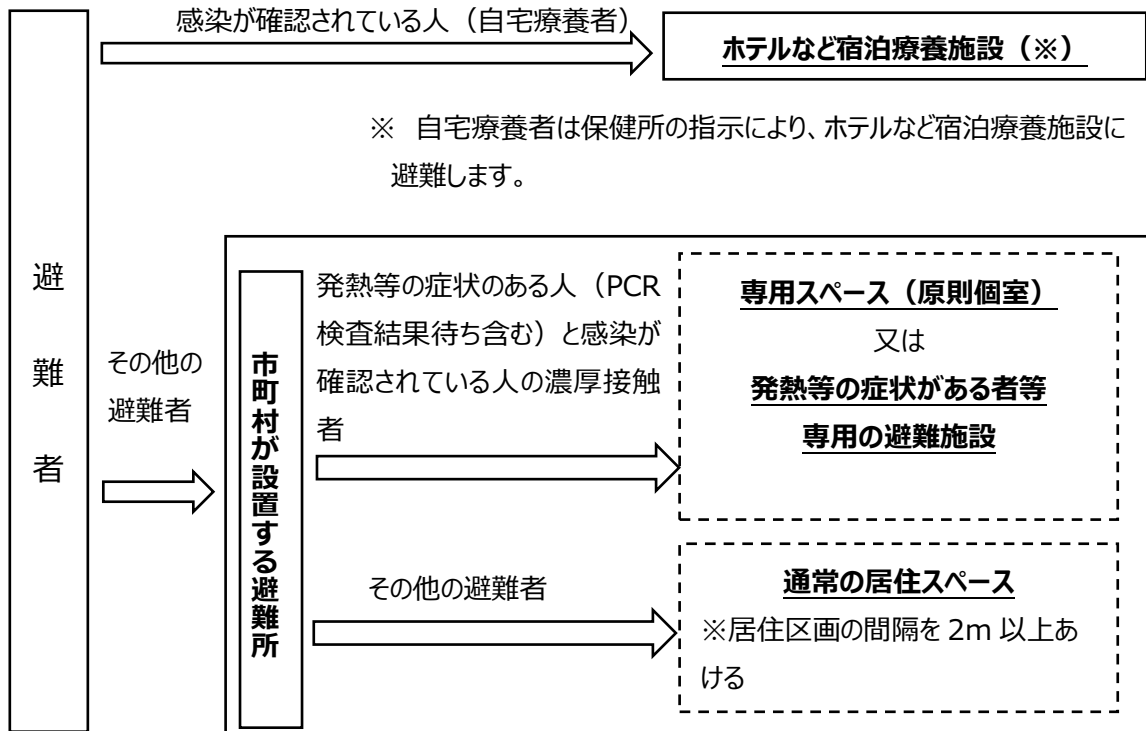
各市町村におかれましては、災害時の新型コロナウイルス感染症対策にあたり、避難所運営マニュアルを改訂等する場合には、当ガイドラインを参考にさせていただくとともに、地域や避難所となる施設の実情に十分配慮し、状況に応じて内容を見直し、適宜追加・修正を行っていただきますようお願いいたします。

また、マニュアル改訂等と併せて、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営を円滑に行うための具体的な役割分担・手順等について、保健福祉部局等と十分に確認・調整していただきますようお願いいたします。

1 避難者別の避難所の確保

避難所での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、感染が確認されている者（自宅療養者含む。）、発熱等の症状のある者及び濃厚接触者については、それら以外の者の避難スペースとは別のスペースに避難場所を確保する。

<参考：避難者別の避難所選定フロー例>



2 事前準備

(1) 十分なスペースを確保するための避難所の確保・開設

避難者が密接しないよう十分なスペースを確保するため、過去の災害等を参考に、発生する災害や避難者数等を想定し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所（指定避難所敷地内の指定区画以外の施設を含む。）を開設するなどできる限り多くの避難所を確保する。

① 指定避難所以外の避難所（以下「臨時避難所」という。）の選定・確保

・発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人数を考慮し、臨時避難所の確保を検討する。

※1 体育館等が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討する。

※2 居住区では、個人（又は家族）ごとに2m程度の距離を確保することに留意する。

・地域の実情に応じて県有施設等の利用やホテル・旅館等の活用も検討する。

※ ホテル・旅館等の活用に当たっては事前に協定の締結等を行うよう努める。

・臨時避難所の選定・確保に当たっては、地域住民の生活圏（小学校区等）を考慮する。

・臨時避難所となる建物の安全確認や、施設管理者、地域住民及び町内会の役員等

と必要事項を協議する（開設基準、利用する施設の範囲や用途、利用できる設備や資機材の確認等）。

- ・ 臨時避難所を開設する場合を想定して、必要となる職員、物資等を確保する。

② 臨時避難所への支援体制の整備

- ・ 指定避難所から適切な情報発信、必要な物資・資材供給等が行える体制を整備する。

(2) 避難所のレイアウト等の検討

- ① 避難所ごとに避難者が十分なスペースを確保できるよう、参考資料1-1から1-3を参考にする等により、世帯間で概ね2m間隔のレイアウトを検討する。
- ② 発熱、咳等の症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

【参考 ゾーニングの基本】

- ① 清潔な区域とウイルスによって汚染されている領域(汚染区域)を明確に区分する。
- ② 区分がわかるように、テープや張り紙等で表記する。
- ③ 発熱等の症状がある者とその他の者の生活の場や、移動の場所が、交わらないようにする。
- ④ 汚染区域に入る前に、適切な防護具(マスクや手袋等)を行う。
- ⑤ 清潔区域に入る前に、使用した(身に着けている)防護具を脱ぎ、手洗いをする。

※「DRI 臨時レポート No.1 2020 避難所開設での感染を防ぐための事前準備チェックリスト Ver. 2-手引き版-」を参考に作成

(3) 物資・資材等の準備状況及び必要数の把握

- ① 物資・資材等の準備状況をリスト化するとともに必要数を把握する(参考資料2)。
また、新型コロナウイルス感染症に有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。
- ② 事前に準備しておくことが適当な物資・資材等
 - a: 基本的な感染症対策用：マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など
 - b: 避難者等の健康管理用：非接触型体温計 など
 - c: 避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋・ガウン・フェイスシールド など
 - d: その他資材：パーテーション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド など

(4) 避難者の健康管理

避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局及び医療関係者等と適切な対応を事前に検討する。

- ① 医療関係者等に対し、発熱、咳等（以下「発熱等」という。）の症状が出た者の対応方法を事前に確認し、必要に応じて医師の診察を受けられるよう、協力体制を構築する（参考資料3）。

- ② 避難所等に保健師等を巡回させるなど、避難者の感染症予防や基礎疾患の悪化予防を図るための体制を整備する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が発生した場合に備え、管轄の保健所と連絡体制を整備する（参考資料3）。また、当該避難者に係る隔離方法や世話を行う職員等の防護体制のほか、その他避難者に係る対応方法等を管轄の保健所と協議する。
- ④ 避難所内に掲示する手指衛生、咳エチケット等のポスター等を事前に準備する（参考資料4～6）。

（5）発熱等の症状のある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者のための専用スペースの確保

- ① 発熱等の症状がある者及び感染が確認されている者の濃厚接触者（以下「発熱者等」という。）のために、専用のスペースを確保する。可能な限り個室にするとともに専用のトイレを確保する。
 - ※1 体育館が避難所となる学校施設では空き教室の活用を検討する。
 - ※2 専用のトイレの確保が困難な場合、仮設トイレ等の確保を検討する。
- ② 専用のスペースに加え、緊急時に活用する予備スペースを確保するよう努める。
- ③ 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーティション、ビニールシート及びテント等によりスペースを区切る。なお、パーティションやビニールシート等を利用する場合は2m以上の高さで空間を仕切る。
- ④ 避難所に専用のスペースを確保できない場合は、発熱者等専用の避難施設（ホテルなど個室が確保しやすい施設）の開設を検討する。
- ⑤ 発熱者等の専用のスペースやトイレは、参考資料1～4を参考にするとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分けるよう検討する。

（6）自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等の対応

- ① 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等（以下「自宅療養者」という。）には、事前に管轄の保健所から、災害時に避難が必要な場合は当該保健所に連絡するよう周知する。
- ② 自宅療養者は、管轄する保健所の指示により、ホテル等の宿泊療養施設へ避難する。

（7）住民への周知

広報紙及び自治体ホームページ、SNS、防災メール等を活用し、以下の点について広く住民に周知する（参考資料7）。

- 自宅での安全確保ができる場合は、在宅避難について検討すること。
- 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- 市町村の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
- 避難時に発熱等の症状がある者、濃厚接触者は避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。

- 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市町村の指示に従うこと。必要に応じて、発熱等の症状がある者及び濃厚接触者が避難すべき、専用スペースのある避難所施設（又は発熱者等専用の避難所）の名称も伝えること。

（８）避難所運営を行う職員等の安全の確保

避難所運営を行う職員等の安全の確保を図るため、基本的な感染症対策等の知識を習得する説明会等を、保健部局の保健師を中心に実施する。

3 災害時の対応

（１）住民への周知

避難所を開設する場合は、住民が避難を開始する前に防災行政無線、自治体ホームページ、SNS、防災メール等で次の事項を周知する。

- ① 前記２（８）記載の住民への周知内容。
- ② 臨時避難所を開設する場合は、当該避難所の施設名及び所在地等。

（２）避難所における感染症対策

- ① 避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に石鹸と水で手洗いする（食事前、トイレ使用后、発熱等の症状がある者の世話、ごみ処理後等）とともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底する。
- ② 水を十分に確保することが困難で手洗いができない場合は、アルコール消毒液で代用する。
- ③ アルコール消毒液は、人の出入りの多い避難所の出入口、トイレ周辺、食事スペース等に複数設置し、入館時には必ず手指の消毒を行うよう徹底させる。
- ④ 飛沫感染を避けるため、咳等が出ていない場合もマスクを着用する。
- ⑤ 避難所運営スタッフの役割を決め、避難所内の物品及び施設等は、定期的に、また目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。特にトイレやドアノブ、電源スイッチ、蛇口など人が触れることが多い場所については重点的に清掃及び消毒を行うこと。
- ⑥ 避難所内は、十分な換気に努めるとともに、避難者間のスペースを十分に確保する。
※ 居住区では、個人（又は家族）ごとに2 m程度の距離を確保し、パーティションやテントを活用する。
- ⑦ 段ボールベッドや布団の配置は互い違いにし、飛沫感染を避ける。
- ⑧ 避難所内は内履きと外履き（土足）エリアに分け、生活区域へは外履きで入らない。
- ⑨ 避難所内（入口、掲示板、洗面所及びトイレ等）には、手指衛生、咳エチケット及び3密回避等と呼びかけるポスター等を掲示する（参考資料4～6）。
- ⑩ 各世帯で出るごみは、世帯ごとにごみ袋に入れて口を縛り、避難所共同のごみ箱に捨てる。ごみ収集の際は、感染防止の観点から、手袋・サージカルマスク・目の防護具（ゴーグル等）・長袖ガウンを着用する。
- ⑪ 避難者名簿には、滞在区画（体育館、空き教室等）を記録する。

＜食事の際に気を付けること＞

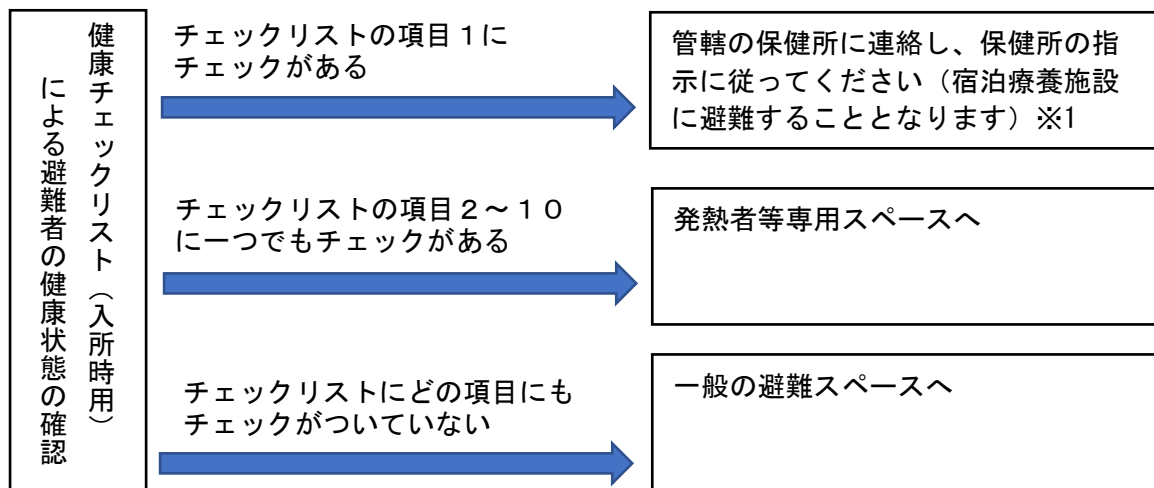
- ・ 食事時間をずらして密集・密接を避ける。

- ・ 食べ物は消毒をした配膳箱やビニール袋に入れ、居住スペースや部屋毎の所定の場所に置く。
- ・ 避難者各自で順番に食事をとりに行く（手渡しはしない）。
- ・ 原則使い捨ての食器を使用する。

（3）避難者の健康状態の確認

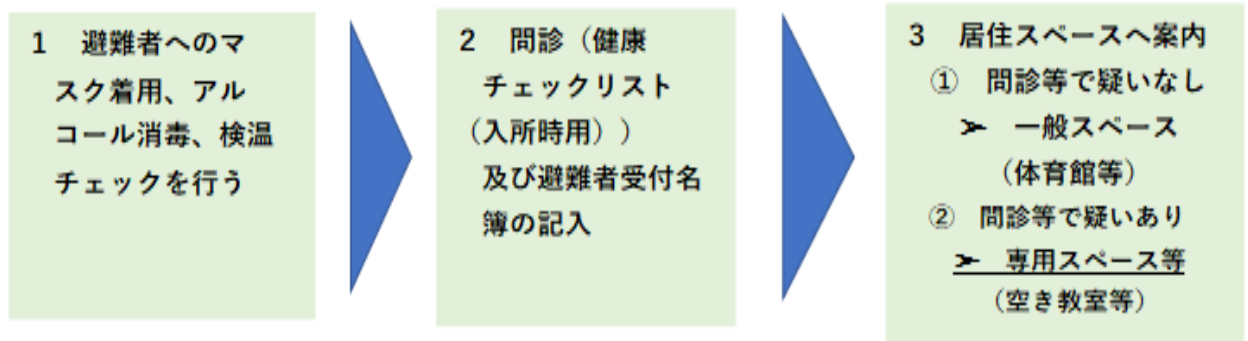
- ① 避難者が避難所に到着した時点で検温や体調の聞き取りを行うなど、健康状態の確認を行う。（参考資料8 - 1）
 ※ 入所後は、避難者に「健康チェックリスト」（参考資料8 - 2）「健康チェックリスト」を適宜記載してもらう。
- ② 健康状態の確認の結果、発熱者等は専用のスペースに誘導する。
- ③ 避難者及び避難所運営スタッフの健康状態の確認は定期的に行う。
- ④ 高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する（基礎疾患等の個人情報への取扱いには十分留意する。）。

＜避難所受付時の健康状態確認フロー＞

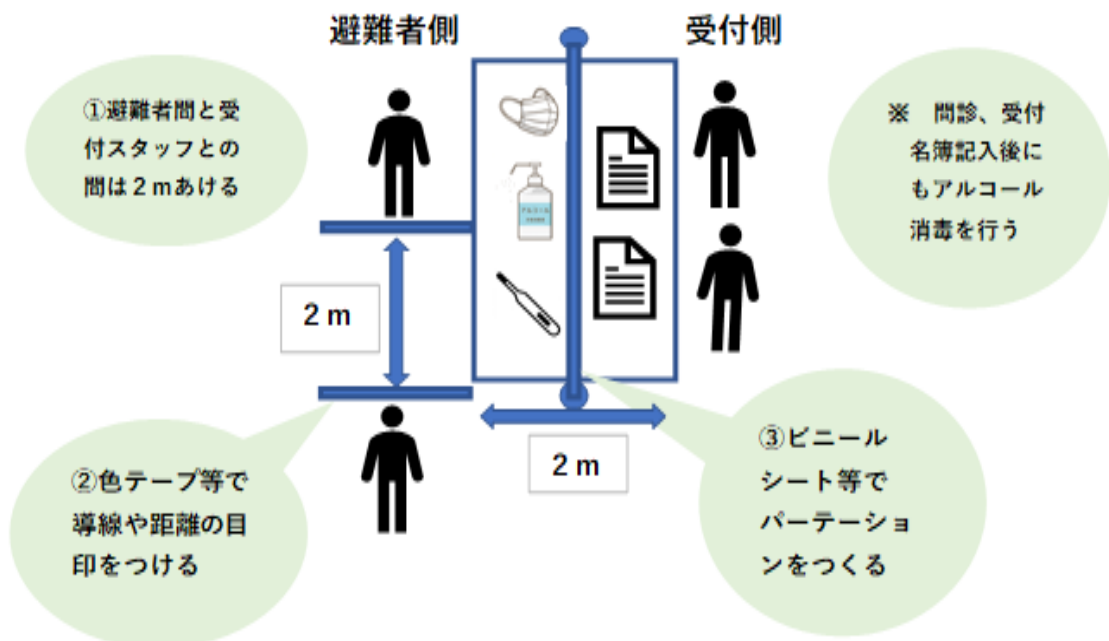


※1：自宅療養中の者については保健所から事前に、地域の避難所に避難せず、避難が必要な場合は保健所に連絡するよう周知するとともに、保健所の指示によりホテル等の宿泊療養施設に避難誘導します。

＜避難所の受付イメージ＞



【受付スペース設置例】



（４）発熱者等の対応

- ① 発熱者等の症状が悪化した場合、医師に連絡し（参考資料3）、必要に応じて医師の診察を受けさせる。
- ② 医師の診察の結果、新型コロナウイルス感染症が疑われ、検査を受ける場合、結果が出るまでの間の当該発熱者等の処遇は医師の指示に従う。
- ③ 発熱者等の専用スペース等には、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うためのスタッフを配置する。当該スタッフには手袋・ガウン等の防護具を着用させる。

（５）避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合

- ① 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症したことを確認した場合、当該避難者や避難所スタッフ等の対応は保健所の指示に従う。
- ② 当該感染者退去後は、居住していたスペース、トイレ、資材等の消毒及び十分な換気を行う。

- ③ 清掃、消毒の際は、手袋、マスク、目の防護具（フェイスシールド等）、長袖ガウンを着用する。

（6）車中泊（車中避難）等への対応

- ① 避難所等に避難をせず車中泊を行う避難者がいる場合は、エコノミークラス症候群予防のため、軽い運動やストレッチの実施、こまめな水分補給等について周知すること。
 - ※ 気温や湿度が高い時期にはエアコンの利用等により熱中症にも注意するよう周知すること。
- ② 車中泊により避難生活を送っている者の健康状態の確認も定期的に行う。

埼 玉 県

避難所の運営に関する指針

(新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン)

参考資料集

- 参考資料 1-1 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付時〉
- 参考資料 1-2 新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付以降〉
- 参考資料 1-3 健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト(例)
- 参考資料 1-4 発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト(例)
- 参考資料 2 避難所の物資・資材等リスト(新型コロナウイルス感染症対策分)
- 参考資料 3 保健所・医療機関等緊急連絡先
- 参考資料 4 厚生労働省資料「新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします
す 3つの密を避けましょう」
- 参考資料 5 厚生労働省資料「感染症対策へのご協力をお願いします !手洗い」
- 参考資料 6 厚生労働省資料「感染症対策へのご協力をお願いします !咳エチケット」
- 参考資料 7 自然災害発生時の避難について
- 参考資料 8-1 健康管理チェックリスト(入所時)
- 参考資料 8-2 健康管理チェックリスト(入所後)
- 参考資料 9 臨時避難所リスト

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

専用階段、専用トイレの確保をする。（専用階段については、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な者との兼用は不可。）

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等（一時的）

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましい。

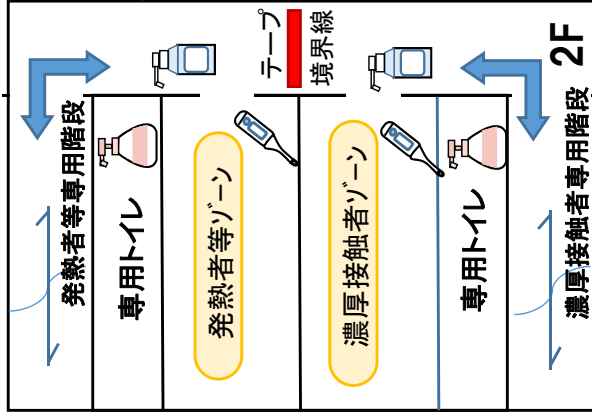
・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発生したと疑われる者の対応については、防犯担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一般地内の別の建物とする。

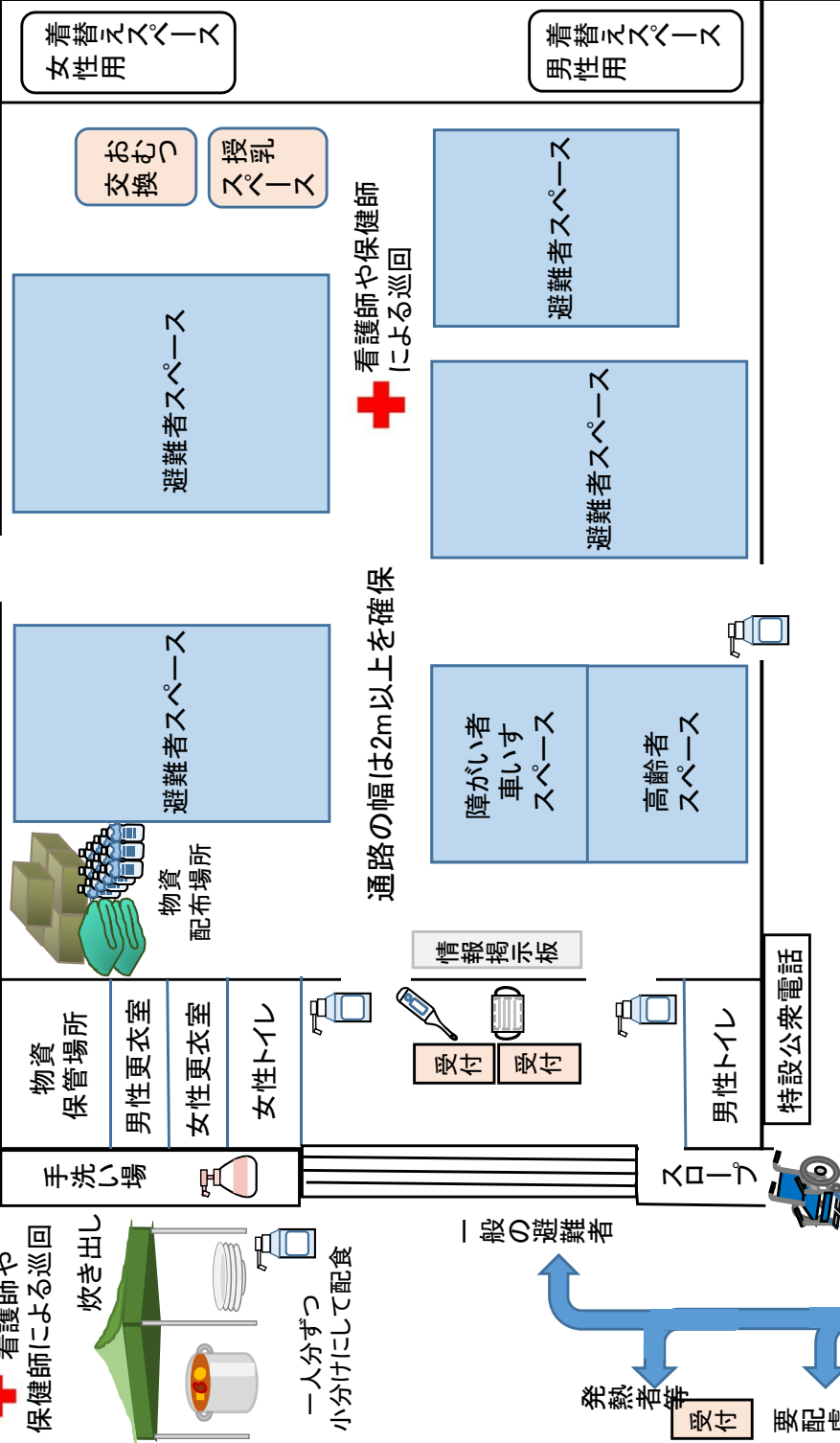
・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

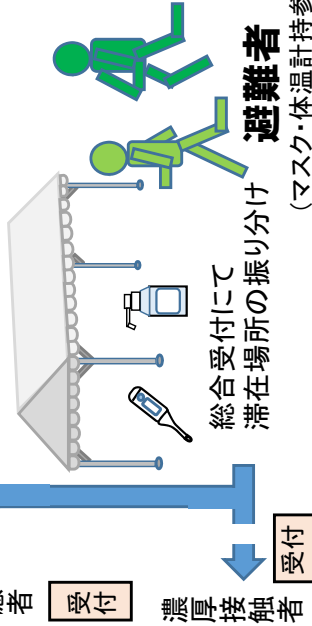
〈専用スペース〉



〈集合スペース〉



通路的幅は2m以上を確保



受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

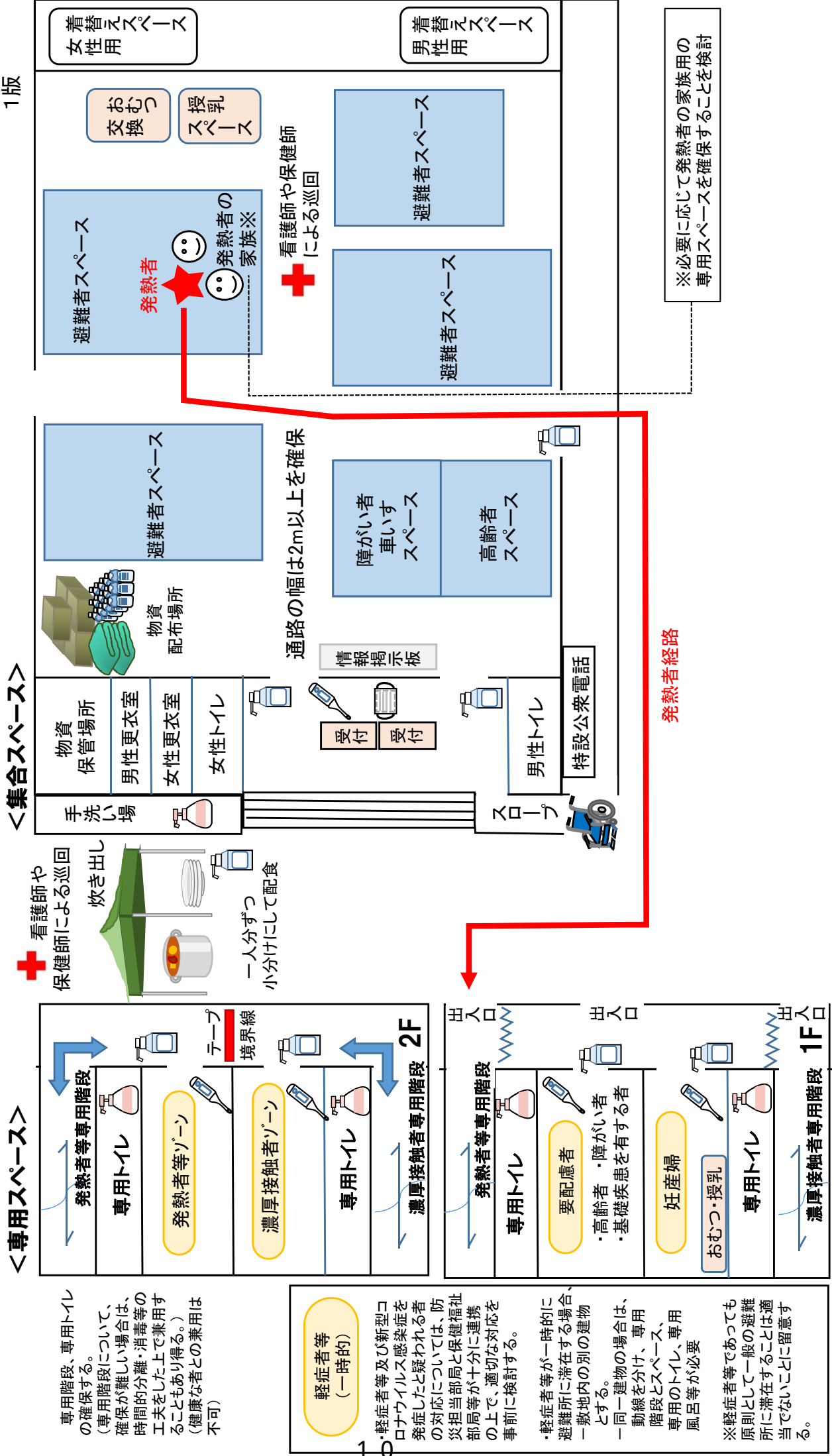
留意するもの

- ・体温計（非接触型）
- ・アルコール消毒液（手指用）
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンコソープ、ウエットティッシュ
- ・フェイスマスク
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時に限って、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 5. 20
1版



〈専用スペース〉

〈集合スペース〉

〈避難者スペース〉

専用階段、専用トイレの確保する。
(専用階段については、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。)
(健康な者との兼用は不可)

軽症者等
(一時的)

軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発生したと疑われる者の対応については、防炎担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
同一建物の場合には、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

発熱者経路

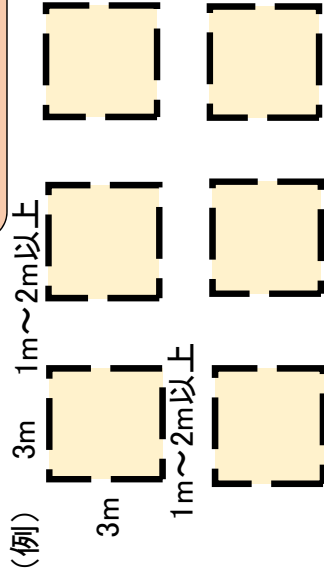
※必要に応じて発熱者の家族用の専用スペースを確保することを検討

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時にあっては、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テーブル等による区画表示

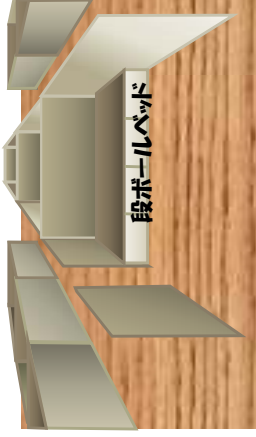
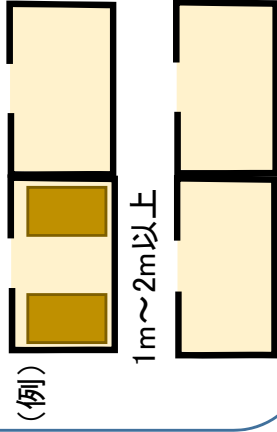


- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

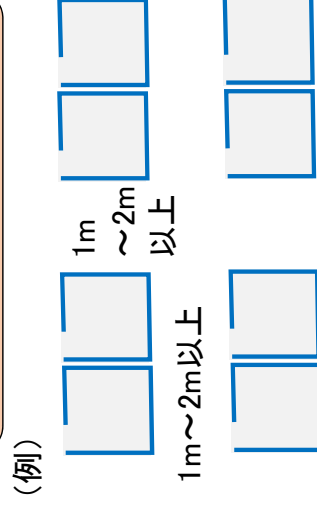
※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

パーティションを利用した場合

- 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



テントを利用した場合



- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策に十分注意することが必要

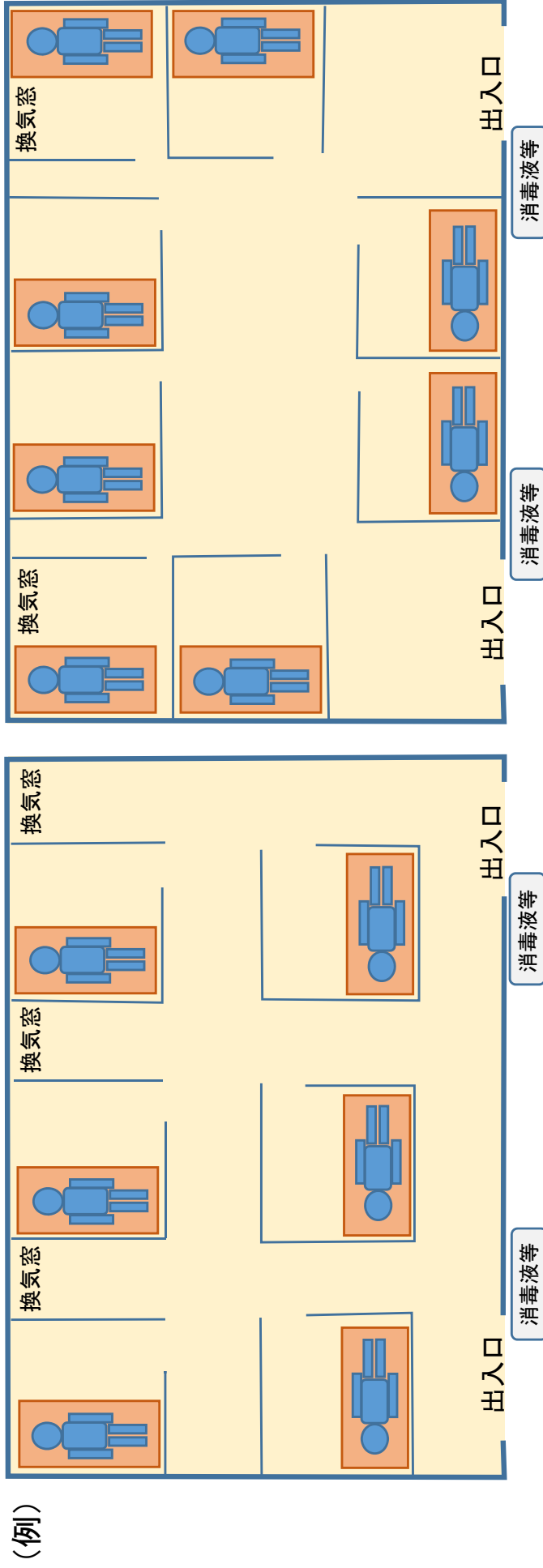


※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

- 発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。

・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

参考資料 2

避難所の物資・資材等リスト(新型コロナウイルス感染症対策分)

避難所名： _____

品名	数量	保管場所	メモ
マスク			
消毒液			
体温計(非接触型)			
体温計(その他)			
血圧計			
ポンプ式ハンドソープ			
家庭用洗剤			
タオル			
ペーパータオル			
ティッシュ			
ビニール袋			
使い捨て手袋			
使い捨てガウン(防護着)			
顔面防護具			
段ボールベッド			
間仕切り用パーテーション			
ビニールシート			
ガムテープ等			
段ボール			
テント			
簡易トイレ			
仮設トイレ			

※ 必要に応じて適宜追加してください

保健所・医療機関等緊急連絡先

管轄事務所	埼玉県〇〇保健所	
住所		
担当課・係		
連絡先	TEL	平日の昼間 (8:45～17:30)
		上記以外 (夜間・休日等)
	FAX	
	メールアドレス	

※緊急時に備え、担当者の公用携帯等の連絡先も記入すること。

医療機関連絡先

施設名	住所	TEL	FAX

※緊急時に備え、携帯電話等の連絡先も記入すること。

保健師等連絡先

保健師名	連絡先	保健師名	連絡先

※緊急時に備え、携帯電話等の連絡先を記入すること。

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの「密」を避けましょう!

① 換気の悪い
密閉空間



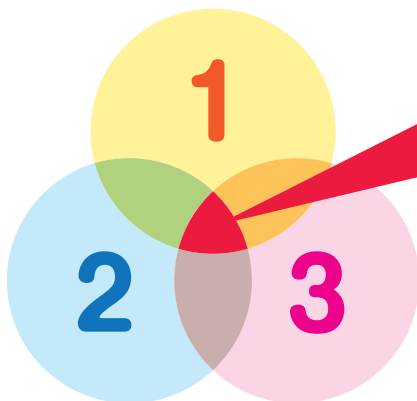
② 多数が集まる
密集場所



③ 間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



感染症対策へのご協力をおねがいします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



厚労省

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

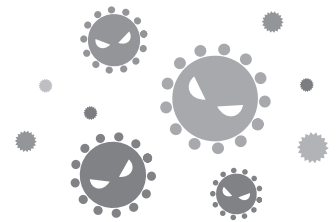
咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

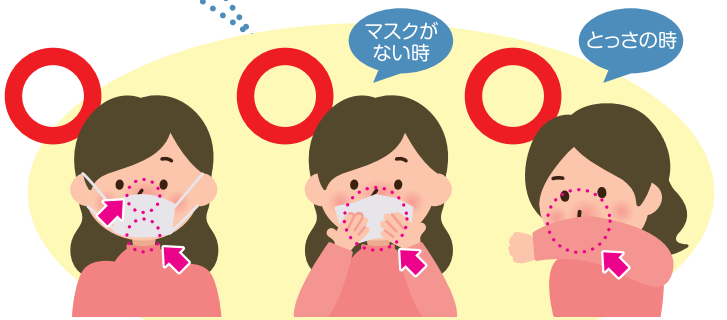
■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



3つの咳エチケット 電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する (口・鼻を覆う) ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う マスクがない時 とっさの時 袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする 咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う 2 ゴムひもを耳にかける 3 隙間がないよう鼻まで覆う



厚労省 検索



【重要】

- ・当該資料を活用する場合は、内容を見直し、適宜追加・修正を行ってください

自然災害発生時の避難について

～●●市（町・村）にお住まいの皆様へ～

万一の災害に備えて、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、可能な範囲で他者との接触を避ける必要があります。このため、自然災害発生時の避難等について、以下の点に十分に留意してください。

1. 事前準備

(1) 自宅等の安全確認

- ・本市（町村）の「土砂災害・洪水ハザードマップ」で、お住いの地域が、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に当たるのか改めて確認してください。
- ・添付の「避難行動判定フロー」をご確認し、台風・豪雨時における避難行動の確認をしてください。
- ・本市（町村）の「地震ハザードマップ」等を確認し、お住まいの地域の危険度、避難場所・避難所や、役所などの公共施設の場所をご確認いただき、また家庭等でできる地震への備え等を確認してください。
- ・お住まいの地域が危険な区域外にある方で、かつ、自宅で安全確保ができる方（マンションの高層階にお住まい等）は、在宅避難を検討してください。
- ・身を寄せられる親戚や知人等が危険な区域外にお住まいの場合は、予め親戚や知人等宅に避難することを検討し、親戚や知人等にその旨を申し出てください。

(2) 常日頃からの情報収集

- ・気象庁のホームページ等により気象情報の収集に努め、早めの避難を心がけてください。

2. 災害時の対応

- (1) 上記1（1）により自宅が安全な場所にあることが確認できている場合は、在宅避難をしてください。
- (2) 上記1（1）により親戚や知人宅等が安全な場所にあることが確認できている場合は、親戚や知人宅等へ避難してください。
- (3) 在宅避難や親戚や知人宅等への避難ができない場合は、「地震・土砂災害・洪水ハザードマップ」記載の指定緊急避難場所に避難してください。

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、**危険な場所にいる人は
避難することが原則**です。

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難すること**も考えてみましょう。
- **マスク・消毒液・体温計が不足**しています。できるだけ**自ら携行**して下さい。
- 市町村が指定する**避難場所、避難所が変更・増設**されている可能性があります。災害時には**市町村ホームページ**等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険**です。やむをえず**車中泊**をする場合は、浸水しないよう**周囲の状況**等を十分確認して下さい。



台風・豪雨時に備えてハザードマップと一緒に「避難行動判定フロー」を確認しましょう

平時に
確認

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、
自宅の災害リスクととるべき行動を
確認しましょう。

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？ **必ず取組みましょう**

ハザードマップ*で自分の家がどこにあるか
確認し、印をつけてみましょう。

*ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い
区域を着色した地図です。着色されていないところ
でも災害が起こる可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

いいえ

色が塗られていなくても、周りと比べて低い土
地や崖のそばなどにお住まいの方は、市区町村
からの避難情報を参考に必要に応じて避難して
ください。

はい

災害の危険があるので、原則として*、
自宅の外に避難が必要です。

例外

*浸水の危険があっても、
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまう
おそれの高い区域の外側である
②浸水する深さよりも高いところにいる
③浸水しても水がひくまで我慢できる、水・食糧
などの備えが十分にある場合は自宅に留まり
安全確保をすることも可能です。
*土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマン
ション等の上層階に住んでいる場合は自宅に
留まり安全確保をすることも可能です。

解説は裏面をご覧ください

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間
がかかりますか？

いいえ

はい

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

いいえ

警戒レベル3が出たら、**安全な親戚や知
人宅に避難**しまし
ょう(日頃から相談し
ておきましょう)

警戒レベル3が出たら、市区町村が指定
している**指定緊急避
難場所に避難**しま
しょう

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚
や知人はいますか？

はい

いいえ

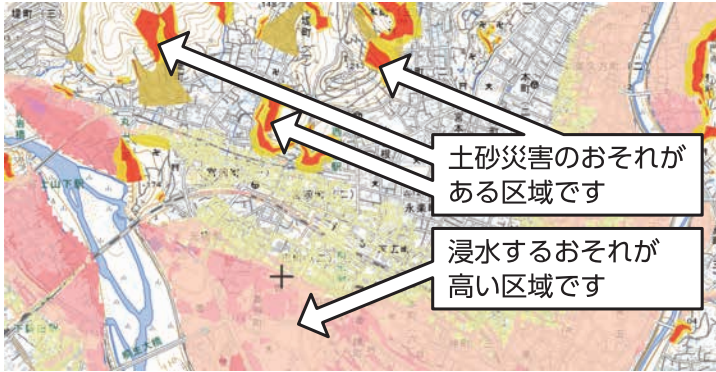
警戒レベル4が出たら、**安全な親戚や知
人宅に避難**しまし
ょう(日頃から相談し
ておきましょう)

警戒レベル4が出たら、市区町村が指定
している**指定緊急避
難場所に避難**しま
しょう

避難行動判定フローの参考情報

ハザードマップの見方

必ず確認してください



※ハザードマップの着色や凡例は市町村によって異なる場合があります。

凡例

水害

洪水浸水想定区域
(浸水深)

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

土砂災害

土砂災害警戒区域：■
土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域：■
建造物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域



ハザードマップポータルサイト

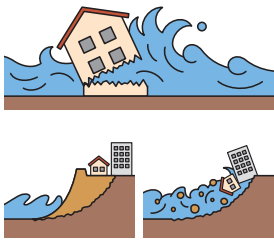
検索

ハザードマップの見方

もっと詳しく知りたい人向け

次の3つが確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないか



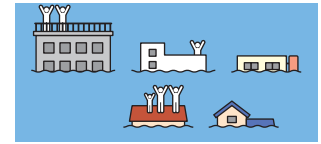
流速が早いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります

地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高いか

3~4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢できるか、 水・食糧などの備えは十分か



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や、③浸水継続時間はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。なお、重ねるハザードマップには記載がありません。

※土砂災害の危険があっても、十分堅牢なマンション等の上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。



警戒レベル3や4が出たら、危険な場所から避難しましょう



**「避難」とは「難」を「避」けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません**



**避難先は小中学校・公民館だけではありません
安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう**

※緊急時に身を寄せる避難先は、市町村が指定する「指定緊急避難場所」や、安全な親戚・知人宅など様々です。普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

※「指定緊急避難場所」は、災害の種類ごとに安全な場所が指定されています。(小中学校、公民館など)

※災害が落ち着いた後に、自宅が被災し、帰宅できない場合には、しばらく避難生活を送るため、「指定避難所」に行きましょう。

わからないことがありましたらお住いの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

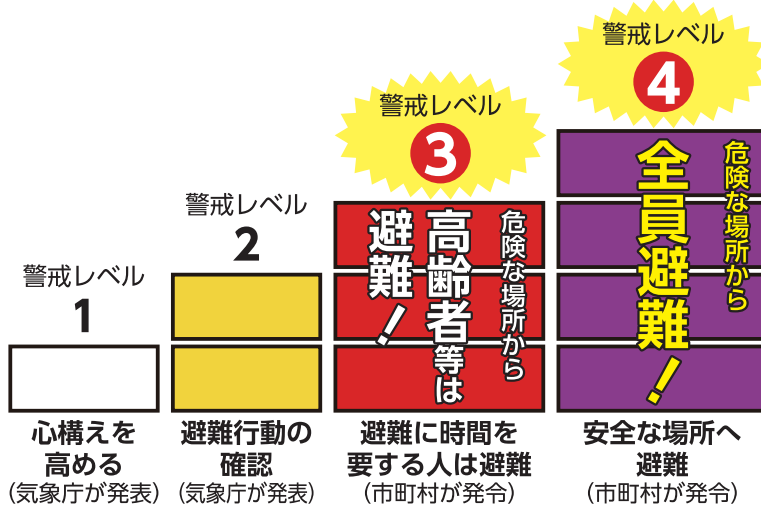
!.....必ず確認してください.....!

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

! 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難する必要はありません。

! 危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4避難勧告で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

! 警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。

- 警戒レベル5が出てまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- 警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

! 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

! 警戒レベル4には避難勧告や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。

- 警戒レベル4避難勧告は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。
- ※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

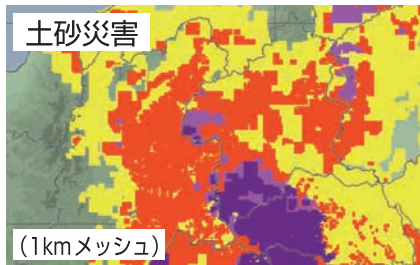
危険度分布で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報※が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報(危険度分布)を確認してください。紫色は危険度が高いことを示しています。

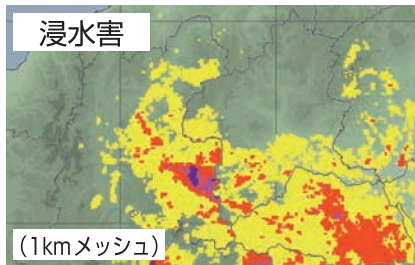
住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。

危険度分布

検索



紫：崖・渓流の近くは危険



紫：低地は危険



紫：河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、洪水警報などがあります。

市区町村が出す警戒レベルで確実に避難しましょう

気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に
早めの避難をしましょう

名称：警戒レベル
発信者：市区町村等
内容：避難情報

名称：警戒レベル相当情報
発信者：気象庁や都道府県等
内容：河川水位や雨の情報

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
5	命を守る最善の行動	災害発生情報
4	危険な場所から全員避難	避難勧告(避難指示(緊急))
3	危険な場所から高齢者などは避難	避難準備・高齢者等避難開始
2	ハザードマップ等で避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報
1	最新情報に注意	早期注意情報

防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5相当	氾濫発生情報 大雨特別警報(土砂災害)
4相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2相当	氾濫注意情報 —
1相当	— —

※「避難勧告等に関するガイドライン」の趣旨を変えずに、より分かりやすい表現にしています。

市区町村長は、警戒レベル相当情報(河川や雨の情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に警戒レベル(避難情報)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考) 内閣府防災ホームページ「令和元年台風第19号等による避難に関するワーキンググループ」

<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/index.html>

健康管理チェックリスト（入所時）

避難者氏名： _____
 確認者： _____

● 入所にあたっての問診事項

1	<input type="checkbox"/>	感染が確認されていて、自宅療養中でしたか。
2	<input type="checkbox"/>	感染が確認されている人の濃厚接触者で、健康観察中でしたか。
3	<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染患者との接触はありましたか。
4	<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染患者の流行地域に行きましたか。
5	<input type="checkbox"/>	高熱が現在ありますか。
6	<input type="checkbox"/>	高熱が数日以内にありましたか。
7	<input type="checkbox"/>	強いだるさがありますか。
8	<input type="checkbox"/>	息苦しさ、咳や痰、のどの痛みはありますか。
9	<input type="checkbox"/>	においや味を感じにくいですか。
10	<input type="checkbox"/>	その他、感染したかもしれないと心配になる症状はありますか。

※ 認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）
 「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック」を参考に作成

健康管理チェックリスト（入所後）

避難者氏名：_____

- 毎朝、体温を測定して記入してください。
- こまめな手洗いを行い、咳エチケットを守りましょう。
- 以下の場合は、必ず避難所運営スタッフに報告してください。、
 - ・発熱がある
 - ・強いだるさ（倦怠感）がある。
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、咳や痰、のどの痛みがある。 等

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間							
体温	oC	oC	oC	oC	oC	oC	oC
強いだるさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
息苦しさ等	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間							
体温	oC	oC	oC	oC	oC	oC	oC
強いだるさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
息苦しさ等	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間							
体温	oC	oC	oC	oC	oC	oC	oC
強いだるさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
息苦しさ等	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間							
体温	oC	oC	oC	oC	oC	oC	oC
強いだるさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
息苦しさ等	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

参考資料9

● 臨時避難所リスト(ホテル・旅館等含む)

NO	施設名	住所	施設連絡先	施設管理担当者	施設管理担当者 連絡先	収容人数 ※過密にならない人数	協定の有無